

# 税制上の優遇措置（寄附金控除）について

埼玉大学の奨学寄附金へのご寄附については、「公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で、公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの」として財務大臣の指定する「指定寄附金」に該当し、確定申告を行うことで税制上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。

次のものを申告期間まで大切に保管してください。

## 「寄附金領収書」

寄附金控除のお手続きは、確定申告期間に居住地の所轄税務署で行ってください。



### 寄附者が法人の場合

「指定寄附金」として寄附金の全額を損金算入できます。（法人税法第 37 条第 3 項第 2 号）

### 寄附者が個人の場合

#### 1 所得税の寄附金控除

所得税法に定める「特定寄附金」として、確定申告をすることにより寄附金控除が受けられます。

#### 所得控除

総所得金額等の 40% を上限とする寄附金額について、2,000 円を除いた額が所得額から控除されます。（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号に定める「寄附金控除」）

【参考】所得税の寄附金控除額の比較（目安）※太枠（太字）が控除額の大きい部分です。

所得控除		課税される所得金額						
		400 万円	500 万円	600 万円	700 万円	800 万円	900 万円	1,000 万円
寄附金額	1 万円	1,600	1,600	1,600	1,840	1,840	1,840	2,640
	3 万円	5,600	5,600	5,600	6,440	6,440	6,440	9,240
	5 万円	9,600	9,600	9,600	11,040	11,040	11,040	15,840
	10 万円	19,600	19,600	19,600	21,100	22,540	22,540	32,340
	20 万円	39,600	39,600	39,600	41,100	45,540	45,540	65,340
	50 万円	<b>99,600</b>	99,600	99,600	101,100	114,540	114,540	164,340
	100 万	<b>169,800</b>	<b>199,600</b>	<b>199,600</b>	201,100	229,540	229,540	329,340

## 2.個人住民税の軽減について

寄附金を支払った年の翌年1月1日に住所地が埼玉県内の方は、総所得金額等の30%を上限とする寄附金額について、県民税の税額控除を受けることができます。また、住所地の市町村からも「個人住民税の寄附金控除制度対象団体」として本学が指定されている場合には、併せて市町村民税の税額控除も受けられます。（下記のとおり）

- ① 都道府県が指定した寄附金〔寄附金額－2,000円〕×4%に相当する額
  - ② 市区町村が指定した寄附金〔寄附金額－2,000円〕×6%に相当する額
- ※埼玉県、市区町村の双方が指定している場合、10%となります。

詳細及び市区町村の指定については、**埼玉県ホームページ「寄附金税制について（条例で指定する法人に対するもの）」**（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kifukinzeisei/>）をご参照ください。  
なお、本制度の実施に伴い、個人寄附者の名簿を埼玉県・市町村へ提出させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。